

一般社団法人 福島労働基準協会の概要

1. 目的

地域企業に働く労働者の福祉の増進、労働生産性の向上並びに企業の健全な発展に寄与することを目的として、労務管理の改善、労働災害の防止、職業性疾病の予防、労災保険業務の適正化等を推進することにより、労働基準行政の運営に協力することにあります。

2. 会員

福島労働基準監督署管内（福島市・二本松市・伊達市・伊達郡・相馬郡）で労働者を使用して事業を営んでいる法人又は個人（従業員数、業種間を問わず）とします。

3. 事業内容

- （1）労務・賃金・安全衛生・労災保険等についての説明会や研修会を開催します。
- （2）福島労働局長の登録教習機関として次の講習を実施します。受講修了者には法的資格が与えられます。

- ①玉掛け技能講習 ②ガス溶接技能講習
- ③小型移動式クレーン運転技能講習 ④安全衛生推進者養成講習

- （3）法令により事業者には義務づけられている次の業務等に係る安全衛生教育等を事業者が代わりに実施します。受講者には修了証を交付します。

- ①安全管理者選任時研修
- ②自由研削と石取替業務等特別教育
- ③アーク溶接作業特別教育
- ④高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育
- ⑤低圧電気取扱業務特別教育
- ⑥クレーン運転業務特別教育
- ⑦ダイオキシン類作業従事者特別教育
- ⑧刈払機取扱作業安全衛生教育
- ⑨粉じん作業特別教育
- ⑩有機溶剤業務従事者安全衛生教育
- ⑪酸素欠乏危険作業特別教育
- ⑫除染等業務特別教育
- ⑬特定線量下業務従事者特別教育
- ⑭製造業職長教育
- ⑮建設業職長・安全衛生責任者教育
- ⑯KYTリーダー研修
- ⑰新入社員安全衛生教育
- ⑱リスクアセスメント研修
- ⑲局所排気装置等定期自主検査者養成講習
- ⑳衛生管理者能力向上教育

- （4）安全管理者、衛生管理者、各作業主任者等に対し、再教育を実施します。また、VDI作業等新たに必要となる業務についても教育を行います。
- （5）職場への巡回健康診断（定期健診、雇入時検診、特殊健診等）を健診機関に委託して実施します
- （6）職場の安全衛生管理向上のため、安全衛生大会の開催、優良事業場及び優良従業員の表彰、県内外の優良事業場の視察等を実施します。
- （7）会員事業場の希望により、労務管理、安全衛生管理等について個別指導を行います。
- （8）安全衛生教育用DVD、作業環境測定器の照度計、騒音測定器、聴力測定器等を無料で貸出します。
- （9）安全衛生ポスター、安全衛生用品や参考図書の斡旋、労働基準監督署に提出する届出書類、報告用紙等の無料頒布を行い、必要な相談を受付けます。
- （10）協会報を年4回発行し、法令の解説や行政機関からのお知らせ等を周知します。

4. 入会するには

- （1）事業主であれば随時入会できます。
- （2）入会金は無料です。会費は従業員数によって下表のとおりとなっています。会費は年2回に分け、上期は6月末日まで、下期は11月末日まで納入していただきます。

規模別	年額	半期
10人以下	7,400	3,700
11人～30人	9,000	4,500
31人～50人	12,000	6,000
51人～70人	16,900	8,450
71人～100人	22,100	11,050
101人～150人	32,500	16,250
151人～200人	45,500	22,750
201人～300人	65,000	32,500
301人～500人	104,000	52,000
501人～700人	156,000	78,000
701人～1,000人	206,000	103,000
1,001人～1,500人	258,000	129,000
1,501人以上	308,000	154,000

- （3）問合せ・申込先は

一般社団法人 福島労働基準協会

〒960-8041

福島市大町4番4号（東邦スクエアビル2F）

TEL 024-522-4834 FAX 024-521-5377